

※本セミナーは、実務担当者はもちろんのこと各責任者の方々にもご参加いただける内容です。

## < 労働判例研究会オープンセミナーのご案内 >

# 「同一労働同一賃金(派遣含む)」

労働判例研究会は、年間を通してそれぞれのテーマに沿って年間登録メンバーを中心に、最近の判例並びに最新法令に基づいて経営側の弁護士による解説とともに研究を行っております。その中でもより多くの方の参考となり、各企業の皆様にとって大変重要事案となる内容につきましては、年間登録メンバー以外の方々にもご参加いただけるよう、オープン形式で開催しております。



同一労働同一賃金については、従来の「パートタイム労働法」や「労働契約法」でも示されていましたが、これを強化あるいは明確にした「パートタイム・有期雇用労働法」が、大企業では 2020 年 4 月から、中小企業でも 2021 年 4 月から適用となっています。派遣労働者については企業規模を問わず一律 2020 年 4 月から施行されています。

基本給や賞与、各種手当等「賃金」に関するだけでなく、教育訓練や福利厚生までが対象となるこの制度について、以下の点を中心に学びます。

### ■法令・判例の内容に関する理解の促進

2020.10 最高裁判例について(賞与;大阪医科薬科大学事件  
退職金;メトロコマース事件 夏季休暇・扶養手当など;日本郵便事件)を含む

### ■待遇差が不合理になるケース・ならないケース

### ■導入にあたって企業が準備・対応すべきポイント

グループディスカッションも交えた実践的なセミナーです。  
実務対応に役立ちます! 是非多数ご参加ください!



**日時** 2021年10月29日(金)15:00~17:30

**会場** からすま京都ホテル 3階「瑞雲の間」  
(420㎡、最大250名収容可能な広い会場で座席同士の十分な間隔をあげ、  
出入口には消毒液や検温装置を設置するなど、コロナ対策をしております)

※オンライン(zoom)での受講も可能です

**講師** 弁護士 木下 潮音 氏  
(第一芙蓉法律事務所)

## 受講料

会員企業 お1人様につき 9,900円(消費税込み)  
会員外企業 お1人様につき 16,500円(消費税込み)

## 申込

ホームページより、オンラインフォームで申込みいただくか、  
下記申込書にご記入の上、FAXでお送り下さい。



京都経営者協会  
ホームページ

- ・請求書を送付いたしますので、お振込みをお願いします。  
(その際、振込み手数料はご負担願います。)
- ・お申込み後の参加取消しは参加費を申し受けますので、  
代理の方の出席をお願いします。

## 問合せ先

一般社団法人 京都経営者協会 事務局 (担当：石垣・織田・田村)  
TEL 075-205-5417 / E-mail [tamura-n@kyotokeikyo.or.jp](mailto:tamura-n@kyotokeikyo.or.jp)  
ホームページ <https://www.kyotokeikyo.or.jp/>

※労働判例研究会の年間登録メンバーの方は改めてのお申し込みは不要です。  
※年間登録いただいている会社からは登録メンバーの方以外にもう一人無料でご参加いただけます。下記申込用紙にお名前等をご記入いただき、お送りください。

京都経営者協会	労働判例研究会オープンセミナー 2021.10.29 「同一労働同一賃金(派遣含む)」	受講申込書
---------	--	-------

ご記入の上、FAXにてお申込み下さい。

申込日： 月 日

貴社名：			
連絡 窓口	〒		
	TEL：	FAX：	
	お名前：	部署・役職：	
	E-mail： @		
受講者 部署・役職	受講者 お名前(フリガナ)	ご受講方法	受講料
		会場・オンライン	会員 9,900円 会員外 16,500円
E-mail： @			
		会場・オンライン	会員 9,900円 会員外 16,500円
E-mail： @			
受講料合計：			円

※ご記入いただきました情報は、参加者名簿を作成し、講師にお渡しすると共に、講座の出欠確認、当協会主催事業のご案内に利用させていただきます。

## 申込先

一般社団法人 京都経営者協会 宛 FAX:075-205-5077